

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(平成 2 3 年第 3 回有田川町議会定例会)

平成 2 3 年 9 月 2 1 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|--------------------------------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 49 号 | 平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 5 号) |
| 日程第 2 | 議案第 50 号 | 平成 2 3 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 3 | 議案第 51 号 | 平成 2 3 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 4 | 議案第 52 号 | 平成 2 3 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 5 | 議案第 53 号 | 平成 2 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 54 号 | 平成 2 3 年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 7 | 議案第 55 号 | 平成 2 3 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 8 | 議案第 73 号 | 平成 2 2 年度有田川町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 74 号 | 有田川町暴力団排除条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 75 号 | 有田川町行政組織条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 76 号 | 有田川町道路線の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 77 号 | 平成 2 3 年度吉備中学校校舎改築工事の請負契約について |
| 日程第 13 | 議案第 78 号 | 平成 2 3 年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負契約について |
| 日程第 14 | 議案第 79 号 | 平成 2 3 年度吉備中学校校舎改築機械設備工事の請負契約について |
| 日程第 15 | 議案第 80 号 | 平成 2 3 年度吉備中学校武道場新築工事の請負契約について |
| 日程第 16 | 議案第 81 号 | 財産の取得について |
| 日程第 17 | 議案第 82 号 | 財産の取得について |
| 日程第 18 | 議案第 83 号 | 平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算 (第 6 号) |
| 日程第 19 | 議案第 84 号 | 平成 2 3 年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 20 | 農業委員の推薦について | |
| 日程第 21 | 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件 (請願第 2 号) | |
| 日程第 22 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 日程第 23 | 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

日程第24 特別委員会の閉会中の継続調査の件

日程第25 議員派遣の件

日程第26 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	増谷 憲	2番	堀江 眞智子
3番	橋爪 弘典	4番	東 武史
5番	岡 省吾	6番	前勢 利夫
7番	湊 正剛	8番	佐々木 裕哲
9番	森本 明	10番	殿井 堯
11番	坂上 東洋士	12番	楠部 重計
13番	新家 弘	14番	西 弘義
15番	中山 進	16番	竹本 和泰
17番	亀井 次男	18番	森谷 信哉

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番	堀江 眞智子	18番	森谷 信哉
----	--------	-----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（20名）

町 長	中山 正隆	副町長	山崎 博司
清水行政局長	保田 永一郎	会計課長	西尾 幸治
総務課長	山田 清美	企画財政課長	武内 宜夫
消防長	前田 英幸	福祉課長	大方 肇
環境衛生課長	河島 一昭	住民課長	橋 伸二
税務課長	高垣 忠由	建設課長	東 信行
産業課長	福原 茂記	地籍調査課長	山本 泰司
水道課長	前 守	下水道課長	東 敏雄
教育委員長	早田 智代	教育長	楠木 茂
こども教育課長	坂上 泰司	社会教育課長	三角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長	山下 時克	書記	林 美穂
------	-------	----	------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（新家 弘）

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか18人であります。

なお、国道480号、川口地内で山崩れのために通行どめとなっております。保田清水行政局長がその対応に当たっており、おくれるとの連絡を受けております。

本日、町長から8件の追加議案を提出されています。

議題に入る前に、町長から発言を求められています。許可いたします。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。貴重な時間をいただき、ちょっと御報告だけさせてもらいたいと思います。

今、議長から報告のありましたとおり、川口地区で、この前から鉄柱を立てて工事をやっていたところが、あれがもうすべて一遍になぎ倒された状態になっているそうです。県の職員が通りかかる寸前に倒れたということで、幸いその下へはだれも巻き込まれていないということでもあります。

それと同時にこの前、14日、皆さん方に御協力いただき、14日の夜、東京へ行って、明るく日、方々へ陳情に行っていました。おかげさんで、もう早速激甚災害地域に指定するというファクスがきのう入ってます。この激甚が本激というのと地域指定の激甚というのがあって、我々としては、地域をどこ指定するのではなく、3県全体を激甚指定してほしいという要望をしてみましたところ、3県すべて激甚地域に指定するという本激という措置をとってくれました。皆さんの御協力に心からお礼を申し上げたいと思います。

また話が戻るんですけども、川口地区の崩壊によって、今のところ光ケーブルが切断されてまして、清水地域がすべて今、テレビが映らない状況であります。先ほども早急にテレビの復旧をお願いしたいということで申し出ています。早く復旧できるように全力を挙げてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（新家 弘）

以上で、町長からの発言は終わりました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第12、議案第77号から日程第19、議案第84号までの追加議案8件を先に議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第12、議案第77号から日程第19、議案第84号までの追加議案8件を先に議題とすることに決定いたしました。

……………一括議題 提案理由の説明……………

○議長（新家 弘）

お諮りします。

日程第12から日程第19までの追加議案8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第19までの追加議案8件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、今回、追加上程させていただきました8議案についての提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

議案第77号は、平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負契約についてであります。

平成23年度吉備中学校改築工事を施工するため、平成23年9月15日、17業者を指名し、競争入札に付したところ、大阪市天王寺区東高津町12番6号、株式会社浅沼組大阪本店、取締役本店長藤本謙介氏が12億2,850万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第78号は、平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負契約についてであります。

平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事を施工するため、平成23年9月15日、7業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市西浜3丁目7番64号、株式会社かんでんエンジニアリング和歌山支店、和歌山支店長松田庄蔵氏が1億6,616万2,500円で落札しましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第79号は、平成23年度吉備中学校校舎改築機械設備工事の請負契約についてであります。

平成23年度吉備中学校校舎改築機械設備工事を施工するため、平成23年9月15日、10業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山市西浜3丁目7番64号、株式会社かんでんエンジニアリング和歌山支店、和歌山支店長松田庄蔵氏が1億7,535万円で落札しましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第80号は、平成23年度吉備中学校武道場新築工事の請負契約についてであ

ります。

平成23年度吉備中学校武道場新築工事を施工するため、平成23年9月15日、7業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山県有田郡有田川町小島313番地9、株式会社ケイズ、代表取締役北畑貴行氏が1億5,382万5,000円で落札しましたので、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第81号は、財産の取得についてであります。

平成23年度有田川町新金屋庁舎事務用備品購入について、平成23年9月15日、7業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山県有田郡有田川町下津野270番地、平松書店、平松次氏氏が2,159万8,500円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第82号は、財産の取得についてであります。

平成22年度繰越有田川町移動図書館車両購入について、平成23年9月15日、13業者を指名し、競争入札に付したところ、和歌山県有田郡有田川町大字庄406番地、阪和自動車株式会社、代表取締役田甫治氏が1,486万円で落札いたしましたので、物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第83号は、平成23年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。

今回の補正の主なものは、9月3日から4日にかけての台風12号による災害が発生したことに伴い、緊急に復旧する必要があるため、予算措置をするものであります。

2款総務費の台風12号関連災害対策費では、修繕料として491万6,000円、国道480号線崩壊に伴う臨時運行委託料として415万8,000円、飲料水供給施設整備事業補助金として500万円、簡易水道事業特別会計繰出金として4,920万円を、6款農業水産業費の治山事業では、測量設計監理等委託料として300万円、工事請負費として1,100万円を、11款災害復旧費の農地災害復旧費では、測量設計監理委託料として600万円、工事請負費として1,555万円を、農業用施設災害復旧費では、測量設計監理委託料として1,500万円、工事請負費として5,520万円を、林業用施設災害復旧費では、測量設計監理委託料として2,000万円、機械器具借上料として2,500万円、工事請負費として6,094万円、原材料費として350万円を、公共土木施設災害復旧費では、測量設計監理委託料として6,800万円、機械器具借上料として2,600万円、工事請負費として3億1,300万円、原材料費として300万円を補正し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ7億1,382万6,000円を追加し、補正後の予算総額は172億3,261万2,000円と相りました。

なお、補正額の財源といたしましては、国・県支出金、分担金、財政調整基金繰入金、町債及び繰越金を充てることとしております。

議案第84号は、平成23年度有田川町簡易水道特別会計補正予算第3号であります。

今回の補正は、9月3日から4日にかけての台風12号による災害が発生したことに伴い、緊急に復旧する必要があるため予算措置をするものであります。

2款水道施設の災害復旧費では、測量設計監理委託料として500万円、配水池清掃業務委託料として200万円、工事請負費として3,370万円、原材料費として400万円を補正し、今回の補正額は歳入歳出それぞれ4,920万円を追加し、補正後の予算総額は8億3,562万6,000円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしましては、一般会計繰入金を充てることにいたしております。

以上で追加議案に対する私の説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新家 弘）

続きまして、補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

ないようでございますので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

休憩中に、3階中会議室において全員協議会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

休憩 9時45分

再開 14時40分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

……………日程第1 議案第49号……………

○議長（新家 弘）

日程第1、議案第49号、平成23年度有田川町一般会計補正予算第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第49号について、質疑をさせていただきます。

まず、歳出の25ページですが、定住奨励金の20万円を計上されておりますけども、これも新規に始まった事業の1つでありますけども、事業効果を見る上で今回の

20万円の内訳について説明いただきたいのと、今後もこの事業を受けられる見込みがあるのかどうか、その点をまず伺っておきたいと思います。

2つ目に、29ページの社会福祉費の28の繰出金ですけれども、国民健康保険事業特別会計の繰出金の2,425万6,000円の減額をしておりますけれども、今回の減額によりまして、この繰出金は基金へ積み立てることになるのかどうか、この点、確認させていただきたいと思います。

それから、歳出の37ページのじん荼処理費の委託料の2,300万円、ごみ収集運搬業務委託料の減額ですけれども、これの減額した内容について御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

定住奨励金については、今後もずっと続けていく予定にしております。あとの詳しいことは、担当課から。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

町長の答弁の補足をさせていただきます。

今回補正させていただいている20万円というのは、23年1月から3月に我が町へ転入してきた者であり、個人で2人、世帯で1世帯ということで20万円を計上させていただいております。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘君。

○住民課長（橘 伸二）

ただいまの質疑の国民健康保険事業への繰出金の減額でございますが、こちらの財源といたしましては一般財源でありまして、国保の基金との直接のつながりはございませんので、一般財源の繰出金の減ということでございます。

○議長（新家 弘）

ほかに答弁はありますか。

環境衛生課長、河島君。

○環境衛生課長（河島一昭）

ただいまの増谷議員の質疑にお答えいたします。

予算書37ページ、一番上のごみ収集運搬委託料マイナス2,300万円ということになっております。これは当初予算で2,300万円を組ませていただいております。

した。そして入札の結果、3年間でマイナス750万円ということになりまして、その当初予算分を後ろにありますように低炭素社会づくり推進基金、51ページにありますけれども、こちらへ積み立てていただくということになりました。

以上です。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再度質疑をさせていただきます。

先ほどの繰出金の関係ですけれども、再度確認させていただきますが、減額した分は基金へは積み立てないということでもいいのかどうか、もう一度お答えいただきたいと思えます。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘君。

○住民課長（橘 伸二）

お答えします。

基金への積み立てではありません。

○議長（新家 弘）

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

39ページの委託料と工事請負料のこの項目変換ということの中で、先ほど全員協議会でもこの産業建設常任委員会から議長あてに出している提言書、それをまた議長から町長のほうへ提言書として出したと思うんですが。やっぱりこの清水のあさぎり周辺の再開発、また観光の目玉として地域によりよい施設として、ランドマークというのか、そういう形の中心の商店街の発展とか、いろいろな形で取り組みをされて、我々も賛同しておりますが。ただ、地域に理解されるということをもっと取り組んではどうかと。3月議会で当初予算が可決されて、6月議会ででもそういう話が出て、産業建設常任委員会で行っていただいたら、現状のままで進みたいというような雰囲気的な、担当課としてはあるということでございました。ただ、町長としてただいま議長から提出された提言等について、どのような形で取り組んでいただけるのかなど、その御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員にお答えをしたいと思います。

あさぎり周辺の開発については、もちろん地元の方々との共存共栄というのが大きな目的であります。先ほど議長のほうから整備事業に関する提言というのをいただき

ました。この議会の提言を重く受けとめて、しっかりと議論をこれからさせていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

定例会のときは、また全員協議会でも御説明いただいたらいいんですが、この閉会中のときについては、産業建設常任委員会というところできちっと意見を聞いて、産業建設常任委員会は地元の商店街とこのふるさと開発公社と区長の御意見を聞いておりますので、町長も担当課長だけの話を聞くんじゃなく、委員会の委員長の御意見を尊重されることを期待してお願いにかえます。

町長のもう1回、その何だけ御答弁いただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員おっしゃるとおり、地元の方々の意見、あるいは委員会の意見を十二分に尊重させていただきたいと思います。

また、休会中でもいろんな方針が決まり次第、また委員会の方々とも御相談をさせていただきたいと。

○議長（新家 弘）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第2 議案第50号……………

○議長（新家 弘）

日程第2、議案第50号、平成23年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

議案第50号について、質疑をさせていただきます。

歳出の11ページに国保基金繰入金が6,520万円減額しておりますが、今回の減額によりまして、減額した分を基金に積み立てるのであれば、これを積み立てた分を含めて基金残高が幾らになるのかお示ししていただきたいと思います。

以上です。

○議長（新家 弘）

住民課長、橘君。

○住民課長（橘 伸二）

お答えします。

この9月補正で、6,520万円の基金の取り崩しを減額することによりまして、今年度の今の現在の予算措置された基金の取り崩しを見込みますと、3億4,186万4,257円となります。

以上です。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第51号……………

○議長（新家 弘）

日程第3、議案第51号、平成23年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第52号……………

○議長（新家 弘）

日程第4、議案第52号、平成23年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第53号……………

○議長（新家 弘）

日程第5、議案第53号、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第54号……………

○議長（新家 弘）

日程第6、議案第54号、平成23年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第55号……………

○議長（新家 弘）

日程第7、議案第55号、平成23年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第73号……………

○議長（新家 弘）

日程第8、議案第73号、平成22年度有田川町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案は、決算審査特別委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、橋爪弘典君。

○決算審査特別委員長（橋爪弘典）

決算審査特別委員長の橋爪でございます。

去る9月7日の本会議において付託されておりました一般会計及び特別会計決算の認定議案18件のうち、議案第73号、平成22年度有田川町水道事業会計決算認定の件について、9月16日に全委員出席のもとに委員会を開催し、説明員として水道課長ほか会員3名を招き、慎重に審査いたしましたので、審査の経過及び結果の報告をいたします。

平成22年度における水道事業の概要につきましては、給水人口が1万5,499人で昨年度から40人の増加、給水件数については5,791件で111件増加し、対前年比2%の増加となっております。総有収水量は前年度に比べ4,000立方メートル増加し、248万立方メートルと対前年度比0.2%増加し、給水収益につきましては、対前年度比0.6%の増収となっております。

22年度の収支状況は、当年度純利益が8,476万円で黒字決算となりました。前年度の繰越利益剰余金を加算すると、1億1,688万円の利益剰余金が生じております。営業収支の内訳については、給水収益などの営業収益が前年度より104万円の減収となり営業費用については、漏水等の修繕工事等の増加の影響により前年度に比べ3,192万円増加となっており、営業利益は3,296万円の減益となっております。

資本的な事業については、支出に対し収入が不足していますので、損益勘定留保資金等の会計内留保資金で補てんしています。また、利益剰余金の処分としては、減債積立金500万円と建設改良積立金9,000万円を計上し、残りは翌年度へ繰り越すこととなっています。

続いて企業債についてですが、平成22年度の償還金は元利あわせて8,013万円でした。22年度末の企業債未償還残高は、10億282万円と昨年度に比べ5,572万円の減少となりました。これについては、今年度の建設改良事業の財源に充てるための企業債を発行しなかったことによるものです。今後においても、企業債に係る将来負担の軽減を図る取り組みとして、会計内の資金状況に応じて借入額を抑制する旨の説明を水道課より受けております。

次に、経営分析を見ますと、有収率は80.8%と昨年度より落ちていますが、担当者への聞き取りによると、平成23年7月現在では88%に改善して良好な水準を維持しているとのことであります。また、供給単価は、151円70銭で給水原価の127円90銭を上回っており、料金収入のみで必要経費が賄われており経営状況も良好でした。今後も経営効率を重視し、老朽管などの更新についても計画的に実施され、有収率を引き続き高い水準で維持するよう要請しています。

次に、議案に係る各委員の主な質疑について申し上げます。

工事関係について指名業者及び落札額等についての説明を求めたのに対しては、資料の提出がありました。利益剰余金処分についてただしたのに対して、20分の1以上を減債基金に積み立てるとの規定があるとのことであります。水道事業は将来の発展に対応できるかとの質疑に対して、水量については現時点では問題がないとのこと、また未収金については決算書の数字より改善されているのかとただしたところ、工事負担金も納入されており、現在は改善されているとのことであります。特別損失の要因についてただしたことについては、行方不明であったり死亡されていたり等により発生しているとのことであります。未収金についてであります。水道料金の滞納は水道利用者全体に負担をかけ、公平・公正の観点からも、生活困窮者は別として、断固たる態度で未収金回収のために給水停止を含め厳正な対応で臨んでいただきたいと思います。また、前年度と比較して2,690万円減益となった要因についてただしたところ、21年度工事に伴う固定資産の減価償却が発生したとのことであります。その他漏水、水質等について各委員から質疑がありました。

今後とも事業の経済性を高める努力をお願いするとともに、過日の台風12号による災害発生時のように迅速な対応で行われたように、今後においても町民に安心して飲める安定した水の供給体制づくりに、なお一層励まれることをあえて職員の皆様に要望いたします。

以上、平成22年度有田川町水道事業会計の決算について、委員会では全会一致で認定することに決定しましたので、ここに御報告を申し上げます。

最後に、今回特に湯浅町への分水について申し添えます。総有収水量248万立方メートルのうち45万立方メートルであり、率に換算して18%、給水収益3億7,616万7,000円のうち湯浅分水分として4,051万円で、率では11%になっており、かなりのウエートを占めております。

しかしながら、湯浅町との協定書では、給水単価は89円であります。一方、有田川町民への供給単価は151円70銭、また給水するための原価である給水原価の127円90銭と比較しても、到底町民の理解を得られる適正な価格とは考えられません。

したがって、平成14年2月19日締結の協定書が来年3月31日付で契約期間が満了するに当たり、適正価格に改定されるよう委員会として強く要望するものであります。よろしく御審査の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第9 議案第74号……………

○議長（新家 弘）

日程第9、議案第74号、有田川町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

この条例は、福岡県で暴力団の5団体が殺人事件等を起こして、全国都道府県で県条例でできている。和歌山県もできて、有田川町がもう1つつくれという形の中で条例案が出てきていると。この中で、暴力団には恐れない、資金提供しない、利用しない、また、この暴力団とも密接な関係等々というものが、今マスコミでもどんどん流れております。ただ、この中で町としてそういうことは当然であります、この第5条の第3項に、「町民は暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、町及び県警本部、その他の関係機関にとにかく情報を提供するよう努めるものとする」と、こういう有田川町民の責務というものが載っております。その中で、そうやって言う以上は、有田川町としてこの青少年補導センターのところで任すのか、合併時には警察から現職警察官が出向していただいていたように行うのかという点についてどのような、町民から連絡が来たときに、町職員であったらとてもできんと思うんで、この項についての質疑をしたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

質疑にお答えします。

町民から暴力団等に関する情報を知った場合の対応でございますが、これにつきましては町の責務として、町長がそういうことを知った場合には、県知事、県警本部に対して情報を提供するという形になっております。そのため、町民から情報があった場合には、町から県のほうへ情報提供するということになっております。

以上です。

○議長（新家 弘）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

僕聞いているのが、町の暴力団等の排除の問題、これは今質疑した項が、町民が暴力団を排除するために、町へも連絡できるって、せんなんという義務があるわけでしょうと。これのときに、受け皿というものが欲しいのと違うのかなと、受けるところが。

それで今、きび会館にある補導センターで扱うのか、または警察官を出向してもらうのかという点をどのように考えているのかなと。この中で、町で行う話と、町民の町条例やさかいに町民がこれせんなんわけでしょう、そういう暴力団を知ったときには。それを町民にお願いせんなんのやから、ともかく情報を提供するよう町としては努めやんなんのやさかいに、その連絡を聞いたときどこで受けるんですかとかこういう質問になってるんで。いろいろな中で、それは教育委員会の子ども用とか施設も貸さないとかいろいろあるんやけど、そこの点は町民に報告しなさいと言うといて、受けるところがわからんというもんはいかがなもんかなとこういうことで聞いているんです。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

情報については、総務課のほうで受けさせていただきます。その部分について総務課のほうから各関係機関のほうへ連絡するという形をとっていきたいと思っています。

○議長（新家 弘）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

それであったらそれで今度の広報へでも、こういう条例ができた、必ず町民から連絡くださいと。それは有田川町の総務課です、担当がだれですというところまで入れておいてもらわなったら、何でもかんでも提案したら、すっと通るようなことを思ったらえらい間違いであるということだけ言って終わりたいと思います。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

質疑をさせていただきたいと思いますが。同僚議員とも関連するかもわかりませんが、第4条に暴力団排除に関する施策を総合的に策定するとありますが、この施策についてはもうつくられているのかどうかの点を確認したいのと、この施策については第5条から第7条のことを指しているのかどうか、その点をまず確認させていただきたいと思ひますし。

それから、情報を町民が仮に提供した場合、一番心配するのは、提供した町民の安全性が本当に確保されるのかどうかということも、情報が流れないかどうかという点も心配しますので、その点いかがでしょうかということで質疑をさせていただきます。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

施策につきましては、県条例で対応できない部分についての補完という形に基本的にはなっております。そのため、町が設置した公の施設の部署であるとか、町の事務及び事業等の、また小・中学校、生徒という町管轄の教育施設等という形になっております。また、町民等からの連絡については、秘密保持に努めるように努力したいと思ひます。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再度伺いますけれども、今の答弁ではわかりにくかったんですが、県条例にない部分の対応をするための施策をつくられるということで把握していいんですか、その点だけお願いします。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

こういう総合したものを、今後つくりたいと思います。

○議長（新家 弘）

1 番、増谷憲君。

○1 番（増谷 憲）

今の答弁では、つくるということで理解させていただいていいですね。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

つくっていきたいと思っています。

○議長（新家 弘）

10 番、殿井君。

○10 番（殿井 堯）

ちょっとお伺いします。一応こういう名目で今2人の議員から質疑がありましたんですけども、そこまで徹底してやるんやったら、まず明恵峡温泉ですね。この明恵峡温泉のほうへそういうたぐいの人が入浴しに来てますね、今。これは町営なんで、まずよそへ行くよりか、民間では拒否されるんで、町営である明恵峡温泉へようさん来ると。その点についても、結局そういうたぐいの人はお断りと、はっきりした返答を出せるものか。それはその点で認めるんか、そこらの線引きをきっちりしとかんと、やっぱりそういうたぐいの人に来て、一般の人から敬遠される、暴力団廃止条例というのを出してながら、何でそれだけ認めるんというふうなことになってまいかなので、その点はいかがなもんですか。

○議長（新家 弘）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

ただいま明恵峡温泉におきましては、いわゆるどの方が暴力団の構成員であるかというかいうのは十分確認はできておりませんが、ただ入れ墨等が体に入っている方につきましては、一応入り口のところに入场お断りということを書かせていただいております。その中でもやはりそういった方が入られているということは、そういう事実としてあります。今でも一時期よりかは少なくなったとはいえあります。ただ、その方が暴力団員かどうかというところまで、現状では確認はなかなか難しいし、おふろに入っている人を、入れ墨が入っているからといって追い出すということまでは、担当の職員には指導しておりません。今後、こういう条例の中で温泉施設等へ入られる方、確認がとれるかどうかという問題はありますが、もしそういうことが確認とられ

ば排除するということになると思います。そういう点については、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（新家 弘）

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

そういうことにしたら、甘くなってしまいませんか。やっぱりそういうことはきっちりして、きっちり調べるどうのこうのというよりか、もう既に現実に絵の描いた人が来たら、一応お断りということ看板で書いてあるのやったら、今まで人権とかそんな何があったんで、そこまで出られなかったんですけども、この際に排除条例までやってやるんやから、それははっきり明確にして。あきませんと。そういう人に関しては、他のお客さんに迷惑がかかりますんで。現実に迷惑かかっていますね。やっぱり入ってる人によったら、えらい人が入ちやるよというふうな感覚で入ってるんで。もうこの際にここまでやるんでしたら、徹底的にやるというふうにしとかんと。そういう今課長、中途半端なことやったら切ろうにも切れませんよ。だから、それは何々組、何々組へ入っているその中までするのは難しいかもわかりませんが、ただそういう方向に持っていかなと。もしそういう人はそれであった場合には、もう完全にアウトってなりますね、そうでしょう。それを黙認するという事は、何のための排除条例がわかりませんね。そこらをしっかりした何の答弁をもう一遍お願いできますか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えしたいと思います。

ただ、入れ墨しとるさけふろへ入れないというのは、法的から言っても公の施設としたら問題があると思います。ただ、その方が暴力団とわかれば、せつかくこういう条例ができたんですから、厳しく指導していきたいと思います。

ただ、入れ墨してるさけ出ていけとか、町としては入ってほしくないんやということでお断りは出しますけれども、強制的に入れ墨をしてるさけふろへ入れないということになれば、いろんな法的なことも絡んできますので、今後研究をさせていただきたいと思います。

○議長（新家 弘）

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

今、玄関へ入れ墨してる人はお断りって書いてあんのやろ。そうやろ。そしたら、それは何のために書いてあるの。書いてる以上は、そういうたぐいの人、すいませんけどお断りしますと書いてる以上は、そのとおりにやらんと。ただ、そんなん書いてるだけで、今町長の答弁やったら、暴力団違う、元暴力団であろうと何であろうと構

いません、今墨入ってるんやけど、今は全くの素人やから、はいどうぞ、どうぞというそういうたぐいのもんやったら、看板を掲げたところで仕方ないでしょう。

だから、線を今のうちに引けるもんなら、一応そういう人権というような、法的に入れ墨したら悪いという法律はないので、そのたぐいの答弁やと思いますけども、やっぱり玄関へ、漫画の絵をかいてる人はお断りしますよと言うてる以上は、その方向できっちりした線を引かんと、いつまでもずっといくような感じでして。だから民間のふる屋、箕島あたりにもありますね、そこはもう完全にシャットアウトです。民間と公的のなんとは違うと言うけど、それもうこの際、そういうことでないように、もう看板をかけてる以上は完全にお断りする方向へ協力してもらわんと、それはそんなわけにいきまへんでって言うてたら、いつまでたってもいきません。ただ、そういうたぐいのもんでうちの有田川町にそういうたぐいの人が、今度はそういう協力は一切町はしないという関係で、建設関係とかそういういろいろな面の人も出てきますんで、そういうことはどこまではっきりしたことの線を引くかきっちりしとかんと、今の答弁のままいってれば、ただもうあいまいに出してるだけのことになってしまうんで、排除するんやったら、必ずもう排除すると。そういう疑わしきものは、うちとしたら法的にもいろいろあると思いますけども入れたないんやという方向で打ち出して、極力そういうふうにしてもらわんと。今の答弁やったら、今までどおりになってしまうんちゃうかなというような答弁なんで、もう一度だけ決意の表をお願いします。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

殿井議員言うように、入れ墨をした人はもう徹底的に排除するというのは理想やと思いますけれども、今の法律から言えば、公の施設というのはお願いする以外に方法はないと思います。一遍これも弁護士とよう相談して、それでも排除できるのであれば排除させてもらいますけれども、今の時点ではやっぱり公の施設としては、お願いをする以外に方法はないということで認識をしております。

○議長（新家 弘）

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

仮にその人が暴力団と認定された場合にでもその意見ですか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

完全に暴力団と認定されれば、それはこの条例に沿って排除はできると思います。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

今の殿井議員の質疑に関連するんですけども、もうこの際、はっきり僕はしたらいいと思います。というのは、暴力団イコール入れ墨、これは私は関係ないと思うんです。しかし、もう完全に暴力団排除条例、それはそれでもうきちっと暴力団の方はきちっとせないかんし。ただ、あの明恵峡温泉は私もほかの温泉も知ってますけど、かならずほとんどというほど入れ墨の方はお断りしますと紙を皆張ってます。また、そういうふうには民間なんかだったら、もう必ず出てもらうようにきつくやっているとところもございまして。仮に今のように、明恵峡温泉はなるほどちゃんと書いてます。しかし、仮に本当の入れ墨やなくても、今張るやつありますね。仮にその張るやつが入ってきてあっても、それは第三者から見れば本当の入れ墨か張ってるんかいつもわかりません、今は巧妙できてますので。しかし、その張ってる分でも、仮にわしはほんまの入れ墨ちゃうやないかと言ってかっと怒ってきたとしても、あれをかいてる以上は、もうこれはどうぞ御辞退してくださいとそうにするか、それともあの張り紙をもうとるか、どっちかに二者選択だと思うんです。

結局、今さっきから議論しているのは、暴力団イコール入れ墨やということは、私はそれは全く関係ないと思います。暴力団は暴力団、入れ墨は入れ墨ですけども。そのほいで今現在、明恵峡温泉のあの張り紙の取り扱いについて、仮に張ってあろうが何であろうが、もう民間のように出ていってもらうというような態度で示さなければ、さっき同僚議員が言ったように、もう垣根がないようになってしまって、片一方で暴力団と言ってるのに、条例で決めてるのに、町民から見ればおかしいことになるんじゃないかと思えます。その点を町長、はっきりしたどうですか。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それは法的なこともありますんで、一遍弁護士とも相談をさせていただいて、可能であればそのような方向で進めるし、それ今はちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（新家 弘）

8番、佐々木裕哲君。

○8番（佐々木裕哲）

本来ならここへ出してくる、この条例を出してくる前に、それぐらいのことはどうしようかなというは執行部で考えてもらってるんが、本来の私は姿と思えますけども。しかし、その点、町民ができるだけ不安な気持ちにならないような環境で明恵峡なら明恵峡へ入ってもらうのが本来の筋でございまして、その点を一つ十分にやってください。答弁は結構です。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第75号……………

○議長（新家 弘）

日程第10、議案第75号、有田川町行政組織条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第75号について質疑をさせていただきます。

3点ばかりまず伺いますが、1点目は、今回の部長制を施行することによって、なぜその意志決定の迅速化が図られるのか伺っておきたいと思います。

2つ目に、6級になる部長級は何人で、新たに6級になる部長級の年間の人件費、退職や共済負担金などを含めて大体総額幾らになると見通しを立てているのか伺っておきたいと思います。

3つ目に、建設環境部ということを作成されておりますが、建設課と環境衛生課と一緒にした理由は何でしょうか。私は、新金屋庁舎に置いておくべきだと考えますがいかがでしょうか。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

増谷議員の御質疑にお答えをしたいと思います。

まず最初に、部長制に移行していったら意志決定が迅速化になるのかという質疑で

ございます。このことにつきましては、もともと町長とか副町長が持っております決裁の権限を部長級におろすことによりまして、決定の迅速化につながるとこのように考えてございます。また、大きな政策ごとに課をまとめまして、統括の責任者を置くことによりまして今より少ない人数でより深く効率的な議論をすることができると考えてございます。

それと、6級になる部長級は何人であるのかということと、そして、年間の人件費の増額等々についてはどうなるのかということでございます。このことにつきましては、現在は6級の職員につきましては、職名で申し上げますと、消防長と、そして清水行政局長、この2人のみでございます。今回の機構改革後におきましては、9名となりまして、あらたに7名が昇格するということになります。7名の状況は給料等々によって変わってきますけども、まずもって5級から6級に上がっていくと。こういうことになりますと、おおむね給料につきましても上がる、そして、まだ確定はしておりませんが、管理職手当等々についても今の課長級より少しは上げていかざるを得ないと、そういうふうな状況の中で考えて計算をいたしております。年間7名で300万円から320～330万円が上がってくるのではなかろうかなどそのように考えておるところでございます。

先ほど申しましたとおり、昇格する者の現在の号級によりまして少し額は変わってくるとそのように認識してございます。

それと、建設環境部でございますけども、建設課と環境課、これはなぜ一緒にしたのかという質疑だったと思います。このことにつきましては、大きな視点で見た場合では、環境衛生課が所管しておりますし尿処理でありますとか水環境に関する施策等々につきましては、上下水道と密接にかかわるものでございます。そんな中で長期総合計画の前期基本計画等々におきましても自然と共生し、快適に暮らせる町として環境の保全と活用、それと循環型社会の構築、それと上下水道の整備等々の施策も生まれてございます。このようなことから、部単位で各庁舎にまとめたという考えの基におきまして、吉備庁舎に配属するというところに今考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

今の答弁を踏まえて、それではもう1回お聞きしますけども。まず第1点目は、行政組織というのは、国の今指導で、できるだけ簡素化がいいと言われていますが、そういうふう言われてきている理由は何なのか御説明いただきたいのと、2つ目に、和歌山県内にも部長制をやめた町村、それから市段階でも部長制をやめていく自治体があります。こういう自治体の理由を把握されておられるのかどうか、2つ目に伺

いたい。

3つ目に、機構改革は当然住民サービスの向上とか、行政サービスの能力を上げるために必要なんですが、そもそも機構改革というのは全職員を立ち上がらせることがその中で一番大事になってきますが、そういう点でもそういう形になるのかどうかいかがでしょうか。

以上、3点の答弁を求めます。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

御質疑にお答えをしたいと思います。

まず1点目は、行政組織の簡素化と言われる理由とこういうことでございます。このことにつきましては、組織を簡素化いたしまして、福祉とか教育、子育て、住環境設備といった大きな固まりといたしまして各庁舎に配属することで、まず住民から見ましてわかりやすくなるというように認識してございます。また、行政の側といたしましては、それぞれに対する財源や人員の配分等々につきましても、効果的、また柔軟的に行いまして、有田川町としてもどこに力を注いで施策をやっていくかというようなことについてもわかりやすくなる、このように認識してございます。

それと、部長制をやめた自治体の理由等々でございすけども、県下におきましては湯浅町、それと美浜町、上富田町、白浜町が、過去において部長制等々につきまして導入してございましたけども廃止したということを知っています。主な理由等々について、前に聞かせていただいたときには、担当者がかわっておらないとか、前任者がもういてないのでわからんということが多かったんでございすけども、おおむねに聞かせていただく状況では、湯浅町等々については財政の健全化の一環であるというようにございす。それと美浜町につきましては、職員の人数も少ない小さな組織であるために必要性がないというようにございす。それと白浜町につきましては、当時、部長と課長の2階層になっておったそうでございすけども、それを課長と係長の再編ということで位置づけをしたということを知っています。ただ、この中でも職員数が有田川町に近く、18年に合併した白浜町におきましては、1つの係の事務量等々につきまして人員が多くなりまして支障が生じておるといような理由で、現在、うちと同じでございす。来年度に向けまして機構改革等をまた行っておるといことで聞いています。

それと、機構改革について職員を頑張らせるような施策になるのかというように質疑だったと思います。そのことにつきましては、今回、機構改革につきましては、部長を置くということだけではございせん。職務、職階を改めて整理をいたしまして、職員1人1人の役割を考えまして、組織の活性化を図ることを目的の1つと位置づけてやっていくというふうに考えてございす。それで職員がやりがいの持てる職場づ

くりが最も重要であると、こういうふうに認識してございます。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

16番、竹本和泰君。

○16番（竹本和泰）

ちょっと部長制によって効率化を図るやどうこうということを今答弁されたんやけども、2つないし3つの課があって、その上に部長があるということになりますと、部長は一体何をやるんかって思うんですよ。ただ決裁印を押すだけで余計に複雑になってくるのではなからうか。たとえ一課長が部長を兼ねるといっても、本当にうまく横の連絡が行くのかなというような心配をするわけです。ただ2つないし3つ課があって、その上に部長だけ座ってても、部長が一体どういう仕事があるんだろうかという、そこら辺について、運用面で十分考えていけると思うけども、そこら辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（新家 弘）

企画財政課長、武内宜夫君。

○企画財政課長（武内宜夫）

竹本議員の質疑についてお答えをしたいと思います。

まずもって、6月議会の前からは全員協議会等々でお話をさせてもらったことにはなるんですけども、一番の目的と申しますと、何分にももともとのこの庁議等々につきましても、20数名のもとで庁議をやっておると。なかなか大局的なことを決めるというようなことにはなかなかなくてなかつた。そんなような中で、町長、副町長から経営会議というものを何とか設置するよというよいうことでこの話が出てきたわけでございます。この数名で今度庁議をきちんと位置づけして、町の大局的なことにつきましても、この庁議の場で意志決定をする、そういうような迅速化を図りたいというよいうことでございますので、その部長におきましても2課、3課になる部長もでございます。それで決裁へ印鑑を押すというだけのことでなしに、全部の課のことを1日も早く把握して、きちんとその課をまとめていくというよいう大きな役割を担っておると、このよように認識してございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番（増谷 憲）

議案第75号について、反対の立場から討論させていただきます。

今回の行政組織条例の改正は、11ある課を5つの部にかえる内容となっています。その目的は、第1に意志決定の迅速化、つまり権限を一定おろし、政策立案に当たる町の方向性を論議する経営会議をする、行政機能の整理・色分けとなっています。第2に、職務・職階制の整理、つまり役付職員を5割から3割に減らすことや、部長が職員の職務状態を把握し、人事の権限も与えるとなっています。なるほど関係の深い課を統合して事務をやりやすいようにするということはいいことだと思いますが、これらの課は部長制をしかななくてもすぐに改革できる内容ではないでしょうか。

また、意志決定の迅速化を言われていますが、なぜ課長会ではだめなのでしょう。庁議に参加する課長が多過ぎて意志決定の場になりにくいということも言われていますが、多少時間がかかっても、わいわいがやがや庁内の会議で話し合うことこそが人を育てることになると思います。それが役に立たないと性急に結論を出すことは、人の伸びようとする芽を摘んでしまうことにもなりかねません。全課の課長が集まって論議にならないと言うんなら、必要に応じた関係課長会を組織することも可能ではないでしょうか。本当の機構改革は全職員を立ち上がらせることだと私は思います。

さて、総務省は市町村の規模、行政組織等により、できるだけ簡素化を図りつつ国の企業制度に対応することを求めています。こうしたことも受けて、全国の市も含めて部長制をやめた自治体が出てきています。これらの自治体での共通した理由は、意志決定の迅速化にはなっていない、組織のスリム化にもなっていない、各職場で専門性が掲げられない、管理職手当の削減にならないからだ指摘されています。

和歌山県内では部長制をしく町村はありません。湯浅町・白浜町で廃止、御坊市でも廃止の検討を始めていますが、湯浅町では財政難を理由に職員を減らし、課を統合していく上で部長制はネックになっていたこと、2つ目に、組織の硬直化があって、下からやっていける体制にしたかったと、それが課長制になって早く仕事できるようになり、管理職手当も減少したといえます。今大事なことは、いかにして町民サービスを向上させていくか、どんな小さなことでも職員が思うことを発言し、それを上に吸い上げ、生かしていくことではないでしょうか。自分の意見が採り上げられていることになれば、職員の意欲は高まることは間違いありません。縦の線を強めるのではなくて、横のつながりを緊密にし、温かい人間関係を築くこと、だれもが認められ、集団の知恵で事が進められるように改善することこそが本当の意味の機構改革につながると思うのであります。

部長など一部の人のみが重要な案件の決定機関となり、その他は上で決められたことをそのまま言われるままに動くということになれば、職員の意欲は低下し、その目は町民のほうに向くのではなく、部長のほうに向いて町民サービスは低下することにならないでしょうか。有田川町の将来を思いますと、このたびの部長制導入はプラスにはならないと思います。また、部長制をしくと、給与は現在の6級2人から9人に

なり、この分の人件費だけでも、先ほどの答弁のとおり約320万円前後膨らむことになります。

以上の理由で反対の討論とさせていただきます。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

11番、坂上東洋士君。

○11番（坂上東洋士）

本案に賛成の立場から討論させていただきます。

今、1番議員から本案の中身についていろいろとお話があったわけですが、私は執行部が本案をもって今後やっていくという、悪いことをするつもりで出しているところはどこにもないと思うんで、僕は1回やらせてあげたらいいんじゃないかという立場からお話をさせていただくわけであります。

日本共産党革新町政の湯浅町政でありましても、過去において部長制をしいたことがあるわけでございます。そういう反省に立って、深く申してくれたんだと理解をしておりますけれども、私は今回の案件については職務職階制において部長級に権限をまず移譲して、そういうその人に、いわゆるおべっかを使うというようなことはあえてするということではないと信じてこらい、一たんそういう方向を打ち出してきた町長でございますので、私はこの案件に対して賛成をしていきたいと思っておりますので、皆さん方各議員、賛成に対するひとつ御賛同を賜るよう、そのようによろしくお願いを申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

ほかに討論はありませんか。

6番、前勢利夫君。

○6番（前勢利夫）

11番議員から原案に対する賛成討論がございました。部分的には私も全く同じで、原案に賛成でございます。

時代はまさに行政改革をとことんまでやらなければならないのは、中央も地方もそのとおりでございます。8月17日に関西学院大学の稲沢克祐先生を迎えて、私たちも執行部とともにその講演を聞かせていただきました。いかに今、中央、地方を通じて改革が必要かということが、私なりに理解しました。当然19年度の我が町の第1回目の行政改革大綱を見ましても、流れは当然部長制へ移管すべきものでございます。御案内のとおり、和歌山県下には市9つ、町村21の自治体がございます。御案内のとおり、自治権は憲法が保障するところの地方組織でございます。そういう意味におきましても絶対的にあらゆる苦難を乗り越えて国とともに確立していかなければなりません。現在の財政状況を見ましたら、一口に国の責任のみに期するわけには、今申し上げました憲法の規定から見てでも許されないことでございます。地方は地方

として徹底した行財政をまずやらない限り、だれが政権を担いましょうとも、今の状況では増税なしは避けられん現実でございます。その前には徹底した行政改革をやって、住民、国民の政治課題は地方、中央を問わずこたえるべきでございます。そういう意味におきまして、県下21町村の人口、面積等においても1位に位する我が町は、真っ先に機構の改革に真剣に取り組むべきでございます。ただ、取り組んだ以上は、役付、名称を変えるのではなしに、同僚の議員もたびたびこの審議の中で申されましたとおり、本当に一丸となって若い人も経験者もそれぞれの分野において全身全霊町民の要望にこたえられる対応を1日も早く命令系統をきちっと統一する中でやっていただきたいということを申し上げまして、私は本案に賛成することをここに表明いたしまして、賛成発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新家 弘）

これで討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（新家 弘）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第11 議案第76号……………

○議長（新家 弘）

日程第11、議案第76号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、森谷信哉君。

○産業建設常任委員長（森谷信哉）

議長より発言の許可が出ましたので、産業建設常任委員会より委員会に付託された案件の報告をさせていただきます。

去る9月7日、議会初日に当委員会に付託されました議案第76号、有田川町道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、9月12日、委員会室において全員出席のもと開催し、建設課長及び担当者の出席を求め、現地へ出向き説明を聴取した後、慎重に審査いたしました。

この路線は、宅地造成開発事業に伴い町に対して寄附された道路であり、幅員は6メートルで延長57メートルであります。なお、路線名については、これらの開発事業により認定される道路と、ほかの道路認定を区別するために番号制を採用しているとのことであります。

審査結果は町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議の上、決定くださいますようお願い申し上げて、報告を終わらせていただきます。

○議長（新家 弘）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 15時59分

再開 16時15分

~~~~~

○議長（新家 弘）

再開いたします。

お諮りします。

本日の会議時間は、都合により、あらかじめ午後6時まで延長したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議を午後6時まで延長することに決定しました。

……………日程第12 議案第77号……………

○議長（新家 弘）

日程第12、議案第77号、平成23年度吉備中学校校舎改築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第78号……………

○議長（新家 弘）

日程第13、議案第78号、平成23年度吉備中学校校舎改築電気設備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第14 議案第79号……………

○議長（新家 弘）

日程第14、議案第79号、平成23年度吉備中学校校舎改築機械設備工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程15 議案第80号……………

○議長（新家 弘）

日程第15、議案第80号、平成23年度吉備中学校武道場新築工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

委員会へ出たら御説明していただいておりますが、きょう聞きたいのは、天井についてであるんで。体育館はひっかけの天井になってるんやけど、ここの天井はどういうふうな、教室みたいにかちっと固まった天井になってるのか。やっぱり今、地震とかいう形の中で、この前も御霊小学校の体育館の天井がずれたとかこういうふうになってるんで、この武道場の天井はどのようになっているんかお聞きしたいと思います。

○議長（新家 弘）

こども教育課長、坂上君。

○こども教育課長（坂上泰司）

亀井議員の質疑にお答えしたいと思います。

武道場につきましては、体育館と少し違いまして、教室みたいな格好になってますので、地震が来ても落ちない構造になっております。

以上でございます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第16 議案第81号……………

○議長（新家 弘）

日程第16、議案第81号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第17 議案第82号……………

○議長（新家 弘）

日程第17、議案第82号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 8 議案第 8 3 号……………

○議長（新家 弘）

日程第 1 8、議案第 8 3 号、平成 2 3 年度有田川町一般会計補正予算第 6 号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

1 0 番、殿井堯君。

○1 0 番（殿井 堯）

台風 1 2 号、1 5 号によって、清水のほうの被害はすごいもんだと思います。まして今回 1 5 号の影響で川口地区の今土砂崩れでたいへんなことになっておりますが、まず平生からこういう工事のなにて災害が起きた場合は、どうしても道とかそういう道路をふさいでしまうんで、地元業者がすぐ出てもらって、地元業者の力を借りてこういう崩れたところを除去せんといかん。いかに地元業者はこういうときに大切かと。現在、たいへんな被害を出してる川口地区の土砂崩れ、これもいざとなったらやっぱり地元業者に何もかも頼まないかん。これは一応町長に、国、県に要望してもらって、何のために地元の工事は地元って我々が一生懸命に言うてるかということは、こういう緊急の場合に、仮に和歌山のところ、有田市のところ、現実にその川口が今被害に遭ってるところは有田のほうの業者がやってるんですね、これ。そういうときになったら、やっぱりそういう場面が来たら、すぐ除去してもらうのは地元しかできやんと。だから、県当局とか国とか、それは電子入札も大事かもわかりませんが、こういうときにすぐ来てもらって、すぐ除去してもらわんと、あの道通れんと、その協力はどこがするんかって、やっぱり地元業者にしてもらわないかん。

今、清水でもたくさんの災害が出てますね、1 2 号に関してでも。なるべくならこ

ういうことは、それは工事の請負はどこでやるんな、電子入札でやりますって、そんなことをやられて、地元が一生懸命に今、手を出して足を出して一生懸命やってもらってるのに、肝心の工事になったら、どこからか来て電子入札をやるって、そんなばかなことはありませんね。だから、この点でいつでも地元業者というのはどのぐらい大事かって、こういう場面になったらなるんで。川口地区の今、土砂崩れでもすぐ何とか対処せんと、いつまでもそういうふうなことで放っとかれたらやっぱりぐあい悪いと。その点で町長に、極力要望するんですけども、なるべくならこういう工事を地元業者にやってもらえるように、県知事なり、また国なりに要望していただきたいと。町単はもちろん町でやりますんで、それはもう問題ないけども、県工事の河川敷のそういう問題になれば、県とか国とかというふうになってきますんで、その点、早急に手配してもらって、頑張って国、県のほうへ要望していただきたいと、このように思います。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

さきの一般質問のときもそういう意見があってお答えさせていただきました。まさに殿井議員おっしゃるとおり、この前の台風12号、それから今回の15号、地元の業者が本当に献身的にいち早く、町道を含めて取り除きをしていただきました。こと今回の災害に関しては、非常にそういった地元の業者の協力がなかったらスムーズにいかないときがたくさんあったと思います。これ、きのうもちょっと3町へお伺いしたんですけども、町村会長としてそれも言うてほしいという要望を受けてます。必ず知事に、これは恐らく国の補助金で県が3けた国道をやるということになってますんで、知事には必ず強く、その3町を含めての要望ということで必ず伝えたいと思います。

それから今、川口のどこ、実は向こうに13軒家があって、31名のうち2人が入院なされていて、29人が今孤立状態にあります。その中に中学生もいて、1日も早く復旧してほしいということで、恐らく橋を渡れるようには、あしたじゅうに何とかやりたいという返事をいただいていますんで、テレビも含めて、橋だけやなしに、重機を入れれば、そんなに大層な工事と違うと思うんで、崩落の関係とか詳しいことはわかりませんが、とにかく仮復旧でも1日も早く、1時間でも早くやっていただくようにさらにお願いをしていこうと。ここが終わり次第、一遍現場へ行ってきます。

○議長（新家 弘）

10番、殿井君。

○10番（殿井 堯）

一応そういうふうに、極力お願いしたいと。

今、川口、何か土砂崩れがあって、これは学校の行き帰りも不便になってくると。

もちろん、ああいう本通りなんで、すぐ除去してもらって通れるようにしてもらわんと、どうしても流通関係がストップしてしまうということなんで。県に対しての、多分県工事になると思う、これ有田市の業者がやってるんですけど、あれ本来なら、山をやるときには普通くい打って、どのぐらいの程度が来ても大丈夫やというふうな見込みで、2次災害、3次災害が起こっても、このなんで受けとめられるという方向であれ出してると思うんですわ。それはもう、これは人災か天災かということになればなかなか難しいもんがあると思いますけども、まず早急にやるんでしたら県のほうへも極力協力してもらって、なるべく今地元でやれるんだったら地元の業者が極力協力してくれてるんで、早速そういうふうな面で強く要望してもらうようお願いしておきます。答弁はもう結構です。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

この議案は、台風12号の問題で補正の議題であります、それには直接関係ないといえ関係ないんですけど、台風12号でこの二川ダムの放流という問題と、今、新宮とか奈良県とかいう形の中で、熊野川とかそういう関連で、堆積土で天然ダムができてるとこういうふうに言われてるけど、この二川ダムも約40年たって、3分の1ぐらい堆積土があると。これもやっぱり、きょうは町長が一般質問の中で、ダムを守るというより、ダムの機能を守るといふふうに言いかえてるんで、ダムの機能をば守ると言えば、有田川町、有田市だけではなしに、これで放流の問題はきちっとしていただきたい。和歌山県にこのダムはたくさんある中で、その市町村とともに、この機会のときに堆積土をとってもらう運動をしていただきたいというのが1点です。

もう1点は、今度、どんどんまつりを10月16日に行うと、こういう形と、もう1点は、ことしは愛の日の即売会は中止になりますと、これは全員協議会で通知をいただいたわけです。このどんどんまつりをする場所は、東グラウンドの北側から有田川へおりていって、そして丹生橋、中央大橋を越えて、自動車がこの花の里河川公園のどこから3列駐車できてた。それが今、中央大橋の下でぷつんと道が切れてるんで、どんどんまつりがちゃんといくのかな、そしてまた今の花の里河川公園のこの際まで来てるんを、あれを県にどのような形をお願いしているのかな、県がどのように取り組むのかな、もし何あったらそこへ土のうでも積んででも守っとかなんだら、あの花の里河川公園がもっと壊れてしまうんと違うのかなと。川の背が変わってしもてるんで、それが1点と。今度はおりにいくのに、いろいろ問題があるんで、下でもきび会館のとこと2カ所で愛の日の即売会をしてたんが、あそこでもできないので今度は中止になったのか、また違う形の中で愛の日のバザーが中止になったんか、その点ちょっとお聞きしたいところです。

○議長（新家 弘）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

亀井議員にお答えをしたいと思います。

まず、ダムの問題ですけれども、ここ4、5日前に、和歌山県有田川のダムについてだけ放水基準を見直すということで、今回は早くから大量の予備放水をやってくれたようであります。まだ、それもきちっと我々は基準を決めてませんので、それはきちっと県と決めていただくように、これから話を詰めているところであります。

それからもう一つ、堆積土、これも多分3分の1ぐらい埋まってると思います。これは二川ダムではなくして、ほかのダムも多分たくさんの堆積があると思います。できるだけ、これを何とかしてとっていただくような方向で、県にもこれからも強くお願いをしていきたいと思っています。

それから、どんどんまつり、これは行います。もう既に寄附金も寄せていただいて、たくさん寄ってます。ただ、駐車場については、おっしゃるとおり、あの下まで今度は川の流れが変わって、ちょうどローラースケート場の下を今、あの施設に沿って流れてますんで、今後一遍それをどんなにして崩れないようにするんか、これからも県とも相談をさせていただきたいと思えますし、駐車場についてはミックの下に結構置ける場所があります。そこへ誘導をやって、東に登り口があるんで、普通車やったら簡単に上れるということで、一方通行にして、そこへ置けるだけ置きたいと。今までぐらいは置くスペースがありますんで、まずそこへ駐車場を今年度は確保して、どんどんまつりを行いたいと思っています。

愛の日のやつは、売るスペースがないんで、ことしはやめようかというそういうもんでなくして、もう今まで本当に区長さん方に御無理をお願いして、今までずっと続けてきて、この間も委員会を持ったんですけれども、いろんな意見も出たんですけれども、この際やめようかなということで。実は今、たくさんのお金をどうするかということでありますけれども、今、たくさんの方が社会福祉協議会のほうにそういうことで役立ててほしいというお金が寄せられていまして、それもたくさん今のところたまっています。それを活用して、今までいろんな施設、あるいは中学生の修学旅行の補助金とか、そういうのはもう十分対応できるということで、今回一応やめることに決定をさせていただきました。

○議長（新家 弘）

17番、亀井次男君。

○17番（亀井次男）

今の町長のダムの放流、また堆積土、そしてまた、花の里河川公園の背変わりになっている対応というものが、そうやってよくわかりますんで、できるだけ県下の市町村とともに取り組んでいただきたいたいこう思うんやけど。ただ、今の愛の日のこの基金

については、それは社会福祉協議会の問題の中でそんなんになってると思うんやけど。福祉課に一遍聞きたいんやけど、これは和歌山県と市町村の中で、この赤十字とか愛の日のというもんが、県の中で、昔の1市5町のときに有田振興局で取り仕切ってたやつが、平成16年時分から市町村へ持ってきたという形の中で、合併して平成18年からでも愛の日のバザーということで取り組んでたけど、その点は福祉課長、県との流れというもんがどんなになってるんかな。それで、どんどんまつりのときは社会福祉協議会が中心となって、また赤十字の応援団の方々もいろいろしてくれてるんやけど、もとの話を福祉課長に一遍ちょっと聞きたいと思います。

○議長（新家 弘）

福祉課長、大方肇君。

○福祉課長（大方 肇）

亀井議員の御質疑にお答えします。

今の流れについてはちょっと僕も記憶ないんで、これはまた調べて御報告させていただきます。ただ、愛の日のバザーというのは金屋のときに福祉協議会のほうでやってたと聞いておりますけど、その流れというのについてはちょっと現在把握しておりません。

○議長（新家 弘）

17番、亀井君。

○17番（亀井次男）

僕も別に確信があって言うてるのと違くて、ただそういう地方分権のときに、木村知事のときに県が持っていたやつを市町村で持ってくれという形のやつで来て、それで愛の日のバザーでという形のやつでは、この清水町が物産とか出したり、それで金屋町はもう集めてたんやけど、ただ金屋町の町民運動会のときの12時から1時まで売ると、もう家の中に品物もないんで、現金もという形の中で、今、有田川町でそういうふうにしてるのは、どんどんまつりのときに吉備地区と金屋地区が一緒にして、清水地区がしてると。これは社会福祉協議会へ県からのやつで、町のほうからお願いしてる問題になってると思う、要は。その中で、もう金はあるんで云々というより、この事務局とかいうなんが県の支部の有田振興局が手を放してこっちへ来た。今度は、福祉課からは社会福祉協議会のほうへもまた委託みたいにしてるんか、そういう点も。僕またこれをなぜ聞くのかといたら、場所がないんでね、12号災害で場所がないんで中止になったんかなとこういうふうに思てんけど。担当課でも調査するというんで、また調査していただいたら結構でございますんでよろしく。

○議長（新家 弘）

質疑を終結させていただきたいと思います。

（「質疑……」と呼ぶ者あり）

○議長（新家 弘）

この議案は、一般会計の補正予算第6号の議案であります。

(「議長、12号台風のための補正予算と違うんか」と呼ぶ者あり)

○議長(新家 弘)

しばらく休憩をいたします。

~~~~~

休憩 16時41分

再開 16時42分

~~~~~

○議長(新家 弘)

再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

1番、増谷憲君。

○1番(増谷 憲)

私は、議案第83号について質疑をさせていただきます。

今回は災害に対する復旧予算ということで、たいへん迅速な対応として私もうれしく思うんですが、ただこの間の中で、修理川バイパスに関連する復旧工事についてのめどが立っていないと。話に聞くとところで、年単位という話を聞きますが、その点の見通しをぜひお聞きしたいのと、この間あちこちで災害が起こって、住民が道路を通行する上で物すごく不安の中で通行していると。そういう中で考えますと、ぜひ県がつくっている土砂災害マップ、これを各戸へおろす問題と、水害に関するマップをぜひ作成すべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長(新家 弘)

町長、中山正隆君。

○町長(中山正隆)

増谷議員にお答えをしたいと思います。

まず修理川バイパス、これ僕はまだ現地を見てないんですけど、結構広範囲に山が動いているということで、もう既に通行どめして、工事はすぐにかかってくれると思いますけれども、なかなかそんなに短期間で直らないと。1年ぐらいかかるん違うかなという報告は受けてます。できるだけこれも早く、また早くやらんと大崩落を起したら、結局またお金もかかるし期間も延びると思うんで、できるだけこのことについても早く。これも幹線の国道でありますんで、1日も早く復旧をしたいと思います。

それから、今度の災害マップですけれども、いろんな面でこの12号台風、あるいは15号台風からいろんな教訓を得ることができましたんで、これも再度見直して、よりよいものを今後早急に見直しながらかつুক্তっていきたいと思っています。

○議長(新家 弘)

ほかに質疑はありませんか。

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

議案第83号について、1点だけお伺いいたしたいと思いますけども。今回も災害で7億1,000万円余りの予算を組んでおりますけれども。建設課長にちょっと聞きたいんですけども、この財源内訳として国・県の支出金、地方債、それからその他一般財源ということで予算、財政を組んでおりますけれども。今回、激甚災の指定を受けたということで、正式に受けてるのか、ちょっと僕らは受けますということであるんですけども。この財源内訳の中で農地の災害とか、今回の12号による災害、この財源、負担金がありますけれども、合併後、負担金が農地の災害だったら15%とか、施設とかまたそれはやらなあかんのです。そういう皆災害によって負担金が違いますけれども、それが最終的に激甚災に対して、これまでにその負担金がある程度免除されて返還になると言っています。今回、特に、今までやったらどうか、今回はもう先に激甚災にかかるということで、それでも畑の農災の場合やったら15%先に納めておいて、激甚災やったらそれ以上安くなりますね。それが15%、やっぱりその規定で納めんなんのか、今もう指定を受けたら、そこから見たら15%も取らなくてもええんじゃないかなというような気がするんですけども。畑の災害の場合、先15%をとって、後から返すのか、そこら辺、この予算の財源内訳はどないなんですか。

○議長（新家 弘）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

お答えさせていただきます。

今回、激甚指定をされました。恐らくこの間の一般質問でもお答えさせていただいたんですけども、農地の場合は90%以上ぐらいにはなると、仮定ですけども。実際はまだ動向申請でいろんな書類をつくってからでないとな確実な補助率はわからないんですけども、恐らく農地の場合は90%以上の補助率になると思います。また、農道などの農業用施設については、95%以上になるろうかと思えます。うちの条例では、農地の負担金は15%、また農道等の施設については10%ということになっております。先ほど言いましたように、まだ実際の補助率が決まりませんので、入札する前には今の規定どおり15%、あるいは10%いただきまして、それで補助率が決まって、先ほど申した90とか95になりましたら、またその差額については工事完了後に返還をしたいと思っております。

以上です。

○議長（新家 弘）

12番、楠部重計君。

○12番（楠部重計）

再質疑をいたしたいと思えます。

これ、僕ら旧の時分やったら負担金は7%でよかった。ところが、変わってきて15%になった。負担金がいへん高くなったんで、平素のとき激甚指定を受けないときには、受けたときには今言ったように90なり95%を後から町がもらってきて、それを返還してくれということになるんですけども、高いんで、わずかな災害だったらもう届け出しないということがあったんです。今回、激甚の指定が先決まった場合は、90なり95ということは、そんかいも15%も負担金をとらんでも、仮に10%にするとかいうふうなそういうあれはできなかったんかなというふうに感じるんですけども、そのようにはできないんですか。

○議長（新家 弘）

建設課長、東信行君。

○建設課長（東 信行）

もう災害が起こった明るる日から現場のほうを回ってます。激甚に指定されたのは、20日、きのうです。それまでにもう、現場のほうでは15%とか10%の話はさせてもらっているんで、それを今どうこうというような、ちょっと難しいかなと思います。ただ、これからの後、まだかなり農地、農道、現場のほうも回らんなんので、議員おっしゃることもごもつともだと思うんですけども、とりあえずそういう形で15%、10%ということではかせていただいて、後で返還、どのくらいになるかわかりませんが、返還できれば農家の方々もそれで助かりますんで、そのようなことで行っていきたいと思います。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

9番、森本明君。

○9番（森本 明）

1点だけ質疑いたします。

13ページの需用費の中で、この花の里河川公園の修繕ということで全協の場で聞いたんですけど、総務課、産業課、こども教育課と3点に分かれて予算を持ってるんですよ、491万6,000円。これのちょっと中身、勉強のために教えてください。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

森本議員の質疑にお答えします。

総務課分の修繕費180万6,000円につきましては、花の里河川公園の堆積土とか雑木の処理費で79万8,000円、それと水道管が破裂してますので、その復旧費が9万2,400円、それと二川河川公園でコンクリートがめくれ上がってます。それで、その部分の修繕費が91万5,000円というふうになっております。

以上です。

○議長（新家 弘）

こども教育課長、坂上君。

○こども教育課長（坂上泰司）

こども教育課の修繕費ですが、二川のプール、栗生のプールが水没したということで、ポンプの修繕費71万円を上げさせていただいております。

以上です。

○議長（新家 弘）

産業課長、福原君。

○産業課長（福原茂記）

産業課分の修繕費240万円につきましては、ふるさとふれあいの丘の河川に面した部分がかかなり増水により被害を受けております。その修繕。それから、清水地区の各オートキャンプ場、遠井・久野原キャンプ場の、これも増水による破損箇所、路肩の決壊等がございますのでその修繕。それと宿泊施設の白馬、二川温泉、あさぎりの中で、有田川側の揚水ポンプ等が破損しましたので、そういったもろもろの修繕で240万円を計上させていただいております。

○議長（新家 弘）

9番、森本明君。

○9番（森本 明）

そしたら、総務課だけが花の里河川公園の修繕ということやな、雑木とか。あの砂か砂利が流れているのはどこが修繕するの。河川敷の、あれは県がやってくれるんか。

○議長（新家 弘）

総務課長、山田君。

○総務課長（山田清美）

先ほど町長が答弁させていただいたように、県と協議しながらさせていただきます。

○議長（新家 弘）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第19 議案第84号……………

○議長（新家 弘）

日程第19、議案第84号、平成23年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（新家 弘）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第20 農業委員の推薦について……………

○議長（新家 弘）

日程第20、農業委員の推薦についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定による、議会推薦の農業委員は、現在の3名に1名を加え4名とし、次の者を推薦いたします。

住所、有田川町大字杉野原771番地、津本健良氏、生年月日、昭和30年4月6日であります。なお、根拠法令につきましては、抜粋で御参考までに載せております。お諮りします。

議会推薦の農業委員は4名とし、津本健良氏を推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員を4名とし、津本健良氏を推薦することに決定いたしました。

……………日程第21 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件（請願第2号）……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 1、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

産業建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第 2 号、二川温泉施設の存続を求める請願について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

……………日程第 2 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第 2 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第 2 3、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によってお手元に配付しました継続調査を要する所管事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第24 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（新家 弘）

日程第24、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会中、よろしく調査願います。

……………日程第25 議員派遣の件……………

○議長（新家 弘）

日程第25、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。よろしくお願います。

……………日程26 議長への委任について……………

○議長（新家 弘）

日程第26、議長への委任についてをお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたし

ました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新家 弘）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 17時04分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長           新    家           弘

2    番    議    員           堀    江    眞    智    子

18   番    議    員           森    谷    信    哉